

# 兵庫県森林審議会議事結果

日時：令和4年12月15日

場所：ラッセホール5階会議室

- 1 あ い さ つ 萬谷農林水産部長
- 2 委 員 紹 介 出席10名 欠席5名
- 3 諮 問 令和4年12月15日付諮問第112号
- 4 審 議
  - (1) 加古川地域森林計画の一部変更計画(案)について
  - (2) 揖保川地域森林計画の一部変更計画(案)について
  - (3) 円山川地域森林計画の一部変更計画(案)について

## <委員質疑応答>

- ・太陽光発電施設による森林の開発について今後の動向は？  
→最近の林地開発許可における太陽光発電にかかる許可件数は、H28は6件、H29は3件、H30は4件、R元は11件、R2は4件、R3は1件となっている。  
電力の買取価格がもともとH24は40円だったものがR元は14円となっており、設置して販売しても収益が上がらない状態であり、許可件数は減少傾向にある。  
0.8～1ha以下の小規模開発については、R元は10件、R2は5件となっており件数はまだかなりあると思われ、今後、大面積開発は少なくなって小面積開発が増えていく傾向にあると思われる。

- 5 答 申  
3の諮問に基づき4における審議を行った結果、原案どおり適当である旨の答申があった。

- 6 部会報告  
開発審査部会 1件 <令和4年8月5日開催>について担当から報告があった。

## <委員質疑応答>

- ・主な質疑内容(植栽の樹種選定等についての詳細を知りたい。)  
→①植栽木の樹種選定について  
造林業者がその時に調達できるものかつ採石場なので水が少なくても枯れにくい樹種を事業者が検討し選定した。
- ②設計雨量強度の基準について  
昔からの開発地であったため当時の基準により設計しても法律上は問題なかったが、事業者が最近のゲリラ豪雨により改正された基準にあわせて洪水調整池の容量等について自主的に安全側の構造に変更した。

### ③防災施設の管理について

洪水調整池や沈砂池については3ヶ月に1回、梅雨の前に浚渫を、側溝についても定期的に現場点検する。

## 7 その他

地域森林計画を実行していくため、兵庫県が推進している森林・林業・木材産業に係る最近の取組について各担当から説明。

### (1) 木材利用促進方針について

国が定めた方針に則して、今後、県独自の方向性(非住宅建築物における木材利用を提案できる建築士の育成、民間施設における木材利用支援事業の活用を促進など)を盛り込んで方針を定めていく。

### (2) 宅地造成等規制法の一部改正について(盛土規制法)

これまでは個別法でそれぞれの目的に応じた開発の抑制・規制をしてきたが、「宅地造成等規制法」で危険な盛土を一律の基準で包括的に規制することとなった。

今後、県知事が、その地域を指定し許可することとなり、許可基準も設定していく。

県庁内で担当する部局は現在のところ未定。

### <委員意見等>

- ・木材利用促進方策については自治体(市町)も一緒になって考えていかなければならない。

公共施設の全体的な財源構成について実行性のあるものにしていきたいので、逐次情報発信をお願いする。

・「木材利用促進方針」について非常に前向きな計画だろうと見て取れる。市町が地域材で木造化して地域経済を循環させるためにも、林野庁の予算の拡充に加えて県がリーダーシップをとり市町随伴の補助金で進めてもらいたい。

木造建築にかかるCO<sub>2</sub>排出のコスト削減、木材のCO<sub>2</sub>固定など環境負荷を軽減しているという評価について環境部局と連携して制度設計してもらいたい。

- ・集成材、CLTなどの県産材の加工が県内で賄えるような産業構造も考えてもらいたい。

→隣接県には大きな加工工場があるので中々難しい状況にある。

- ・県内で危険な(盛り土)地域はあるのか。

→市街地集落の上流部の山地災害危険地区などが新たな盛土規制法の特定区域に指定されると想定される。